# 生活の手引き２０２５版

## 【進路実現に向け規律ある学校生活を送るために】

## 三重県立上野高等学校（全日制）

## 指導の目的

進路実現に向け、地域社会とともに上野高校の生徒として自覚と誇りを持った学校生活が送れるようにするため。

## 指導の基準

頭髪・服装・学校生活の基準は、高校生として地域社会にも信頼され、受験や就職試験等、社会で適応することを基準にして定める。

目　次


１．頭髪・服装について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　　身だしなみに関する注意事項について　・・・・・・・・・・４
　　貸出及び防寒着・防寒具について　・・・・・・・・・・・・５

２．通学について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

３．運転免許取得について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

４．考査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

５．アルバイトについて　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

６．懲戒について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

７．その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

８．校則の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２


※生活の手引きについて　（補足）
ここで記載されていないことやＰＴＡや生徒会との意見交換に伴う規則の変更については、その都度状況を鑑み検討し、年度改訂を図ります。

# 1. 頭髪・服装について

## ①【頭髪は常に端正に・清潔に整えよう】

以下の行為に注意してください。

- パーマ・染色・脱色・エクステ等、手を加えることは原則禁止する
- コテやドライヤー等の過度な使用で髪の色落ちや痛める行為は避ける。
- 整髪料等による著しい加工を含め、極端なデザインカットは原則禁止とする。

（１）違反した場合には、「元に（地毛の色に）戻す」ために、継続的な指導を行い、染め直したり短くカットする等を求めることがあります。
（２）染色や脱色をしていなくても、コテやドライヤー等の使い過ぎにより、茶色くなった場合は、状況により「その部分を段階的に短くカットする」か、「その部分を地毛の色に染める」ことを求める場合もあります。

上記（１）、（２）のような指導を受けなくても良いように、自らを律すること、また、指導される前に自ら整える姿勢が大切です。

頭髪・服装に違反があり、再三注意しても改善が見られない場合は、特別指導の対象となることもあります。

## ②【常に服装を整え、上野高校生としての印象を高めよう】

服装について

服装は人柄を表すものであるから、学校の内外を問わず、常に高校生として質素・清潔・端正を旨とし、華美にならぬよう次の注意事項を守り、本校生としての品位を保つこと。

### R6R5 入学生

《詰襟制服》 高校入学時に購入した制服を基準とします。

**冬服**・・・黒色詰襟学生服（標準服）でボタンは本校指定のもの。
ズボンは上着と同色。左襟に襟章を付ける。
**夏服**・・・本校指定のニットシャツを着用する。ズボンは冬服と同色。
**共通**・・・ソックスは白、黒または紺色を基本とし華美でないものとする。
インナーセーター、年間通して着用できます。

※１学期（終業式）、２学期（始業式）以外の式典（始業式、終業式、修了式、入学式、卒業式）の際は、詰襟制服を着用する。

《セーラー服》 高校入学時に購入した制服を基準とします。

**冬服**・・・上着は濃紺サージ長袖セーラー型（胸当付）。襟はライトグレーに濃紺色テープ３本。ネクタイは紺色棒ネクタイ。指定ネクタイ以外のリボン等は着用できない。左胸に胸章を付ける。
セーラー服は、次の①、②を選択することができる。
①スカート･･･上衣と同色のひだ数２８で、脇にチャック付のポケットがある本校指定のもの。
②スラックス･･･本校指定のスラックス。
**夏服**・・・上着は白地半袖または長袖セーラー型（胸当付）。
襟はライトグレーに濃紺色テープ３本。胸ポケットに校章のプリント（プリント無しは胸章を付ける）されたもので、袖口（半袖）は折り返し袖口とする。ネクタイは紺色棒ネクタイ。指定ネクタイ以外のリボン等の着用はしない。スカートかスラックスは冬服同様に選択でき、本校指定のもの。
**共通**・・・ストッキングは黒またはベージュ（ペールオレンジ）。
ソックスは白、黒または紺色を基本とし華美でないものとする。
オーバーカーディガンは年間通しての使用を認めます。

〇襟章・胸章・ネクタイを忘れた場合、生徒指導室で貸し出しを行う。
〇紛失した場合は、制服取扱業者に連絡してください。

# R７年度入学生

※様式１、２共に衣替えの時期は設定しない。ただし１学期（終業式）、２学期（始業式）以外の式典（始業式、終業式、修了式、入学式、卒業式）の際は、長袖カッターシャツ、リボンまたはネクタイ、スーツジャケットを着用する。

（１）次の学校指定服を着用する。ただし、休業日に部活動のため登下校する場合は、部活動指定のジャージ（体操服）着用を認める。

**（２） 様式１ 冬季（およそ 11 月から翌４月まで）**

標準制服 A・・・指定の上着、スラックス、指定シャツ、ネクタイ（リボン）
標準制服 B・・・指定の上着、スカート、指定シャツ、リボン（ネクタイ）
標準制服 C・・・指定の上着、スラックス、指定シャツ、ネクタイ（リボン）
※ スカートの長さはひざの中心とする。
※ 学校指定のセーター、ベスト、上着の下に着用してもよい。
※ ネクタイ、リボンは上着を着用する際は必ず付けること。

コート……登下校時の防寒として制服の上着から着用することは可とする。（制服上着を同時に着用していない状態は禁止する。色は黒・紺・グレーの暗い色等、派手な色でないものが望ましい。）

**様式２ 夏季（およそ５月から 10 月まで）**

標準制服 A・・・指定のスラックス、指定のシャツ、（セーター、ベスト）
標準制服 B・・・指定のスカート、指定のシャツ、（セーター、ベスト）
標準制服 C・・・指定のスラックス、指定シャツ、（セーター、ベスト）
※ ネクタイ、リボンは取ってもよい。
※ 寒い日は指定の上着を着用してもよい。その際にはネクタイリボンを着用する。

（３）その他
〇ソックス、タイツ、ストッキング華美でないもの
〇履物 通学にふさわしい靴を着用する。（運動靴、革靴、カジュアルシューズ）

制服のことについてお困りのことがある場合は

生徒指導部にご相談ください。

## ③身だしなみに関する注意事項

**① 化粧は禁止とし、装飾品は身に着けない。**

| | |
|---|---|
| 化　粧： | アイライン・マスカラ・アイプチ・つけまつげ・アイシャドー<br>眉剃り・眉描き・ファンデーション・チーク・マニキュア<br>口紅（色つきリップ）等。 |
| 装飾品： | ピアス・シークレットピアス・指輪・ネックレス・ブレスレット<br>カラーコンタクト・ヘアエクステンション等の装飾品や装身具類。 |

**（詰襟制服について）R6 入学生まで**

②ズボンは骨盤の上でベルトを締め、裾を引きずるはき方はしない。また、ズボンの裾を折らない。裾のほつれたズボンは直すか、新しく購入してもらうこともあります。

③夏服のシャツは、第１ボタンは外しても良いがそれ以降は外さない。

④シャツの中に着るＴシャツ等は華美ではない色で、白色を推奨します。
　Ｔシャツのデザインについては、ワンポイント程度のものとする。

⑤シャツをだらしなく出さない。ベルトが見える程度まで入れる。

**（セーラー服について）R6 入学生まで**

⑥スカート丈を変形させない。（切る、折る等の行為）
裁断加工や基準に合っていない場合は、再購入してもらうこともあります。
基準＝膝にかかっていること。

⑦スラックスは、ベルトを締め、裾を引きずるはき方はしない。
また、ズボンの裾を折らない。裾のほつれたズボンは詰襟と同様とする。

⑧ネクタイは正しく着用する。忘れた生徒は次ページの貸し出し参照。

⑨胸当てを折り込まない。

(スーツ型について)　R7 入学生以降
⑩ズボンは骨盤の上でベルトを締め、裾を引きずるはき方はしない。また、ズボンの裾を折らない。
⑪夏服のシャツは、第１ボタンは外しても良いがそれ以降は外さない。
⑫シャツの中に着るＴシャツ等は華美ではない色で、白色を推奨します。
　Ｔシャツのデザインについては、ワンポイント程度のものとする。
⑬シャツをだらしなく出さない。ベルトが見える程度まで入れる。
⑭スカート丈を変形させない。(切る、折る等の行為)
裁断加工や基準に合っていない場合は、再購入してもらうこともあります。
基準＝膝にかかっていること。
⑮ネクタイ・リボンは正しく着用する。上着を着用する場合は必ず付ける。
⑯セーター・カーディガン・ベストの着用は学校指定のものとする。

## ④《防寒着・防寒具》厳寒期の通学時「防寒着・防寒具の着用に関する規定」

期　間：気候に合わせて各自で調節する
規　定：① 色、模様 ・・・ 無地を基本に華美でないものとする。
② 素材 ・・・ 革（合成皮革も含む）・毛皮を除く。
③ 置き場 ・・ ロッカーの中、又は袋等に入れて机横にかける。
注　意：　※　始業（８時４５分）から終業（ＳＨＲ・清掃終了）までの時間に防寒着や防寒具（マフラー・手袋・帽子・ネックウォーマー・耳あて等）の教室内では原則着用しない。
※　本校指定カーディガン及びセーターベストは、制服と位置づけて年間を通しての使用を認めることとします。
※　職員室等への入室の際も、防寒衣・防寒具の着用はしない。
※　膝掛けは教室のみ使用を可とします。ただし、廊下等で腰に巻くなど、膝に掛ける目的以外には使用しない。また、状況に応じて、体育館等での集会時に使用する場合もあります。
※　セーラー服の防寒着として指定外のカーディガンも着用可とします。
（但し教室内での着用はできません。防寒着として正しく着用すること。）

# 2. 通学について

1．登下校の服装は、原則、制服とする。（ケガ等による異装届けは除く。
なお、下校時における緊急対応【大雨等】は体操服での下校を可とする。）
2．理由なく欠席・遅刻・早退はせず、毎朝８時４５分までに教室に入室する。
3．登下校は、車での送迎等保護者に頼らず、「自主・自律」に向けて、計画的に、そして安全に、自分の力で通学する。
4．通学時のカバンは、安全で機能性に配慮した華美でないものとする。
5．通学は、他の車両に十分注意し、自転車は左側（原則車道）を、歩行者は右側（路側帯、歩道）を通行する。
6．自転車通学は、原則、学校から直線で 1.5ｋｍ以上の通学距離がある場合申請できる。（ただし、特別な事情のある場合は、学校から直線で 500ｍ以上の通学距離該当者でも申請により許可できますのでご相談ください。

○ 許可された生徒は、常に自転車を整備し、許可ステッカーを付けておく。ヘルメット着用を推奨します。（令和４年４月に公布「道路交通法の一部を改正する法律」により、全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されました。）
○ 自転車保険や防犯登録を登録時に確認します。条例で保険加入が必須。
○ 自転車は「車両」です。交通事故防止の為に交通ルールを守る。
○ あおり運転を「妨害運転罪」として自転車にも適用されます。
○ 許可された生徒は、所定の自転車置き場を使用し、整頓して駐輪する。
○ その他、二人乗りや傘さし運転、無灯火運転、並進や蛇行運転、携帯電話･スマートフォン利用運転、イヤホン着用運転など交通ルールに反する乗り方をしない。違反者は特別指導の対象となることもあります。
（令和 6 年 11 月 1 日道路交通法の改正により罰則規定が整備）

7．徒歩での通学者は、道に広がったり、車道を歩かない。
8．携帯電話を使いながら、音楽を聴きながらの「ながら通学」はしない。
9．通学マナーの向上にむけ、努力をしましょう。
公共交通機関を利用する者は特にマナーを守り、乗客の迷惑になるような行為はしない。車内では、出入口付近に荷物を置くなど乗り降りの妨げにならないようにする。車内ではゲーム等をして騒がない。
特に車両混雑時には注意すること。
10．通学時の靴は、機能性に配慮したものとし、黒・茶色の革靴、又は運動靴を原則とし、華美なものは避ける。また、下駄箱内に入るものとする。
11．災害時の安全を確保することや、校舎内を清潔にするため、履物は正しく履くこと。

12. 校内スリッパを忘れた生徒は、生徒指導部で貸し出します。
13. ケガ等により通学時に靴が履けない際、スリッパ等の利用を希望する場合は、生徒指導部で異装届の許可を取ること。
14. 特に下校時における学校前のコンビニエンスストア利用時は、一般客に迷惑がかからないよう、十分に配慮してください。
また、コンビニ駐車場を送迎に利用することは慎んで下さい。

# 3. 運転免許取得について

本校は、（三重県）高等学校交通安全指導要項に基づき、
**登下校時における二輪車（原動機付き自転車・含自動二輪車）の使用は、原則として禁止**するものとします。

**（令和２年７月９日改訂・県教育委員会　生徒指導課　資料より）**

・登下校時における二輪車（原動機付き自転車をいう。以下同じ）の使用は、原則として禁止するものとし、鉄道・バス等の交通機関の利用が極めて困難な地域、かつ自転車の通学が極めて厳しい状況からの通学者（自宅から最寄りの駅までの二輪車等の使用も同じ）等、特にやむを得ない事情があると認められる者に限り十分に協議のうえ、許可することもあります。
・前述による許可により、運転免許試験を受ける場合は、事前に学校に申し出て校長の同意を得てから取得することになります。
**無断免許取得や無免許運転、また無免許の者が運転する二輪車等や自動車への同乗等があった場合は、特別指導の対象となります。**

## 《進路内定者における自動車運転免許取得について》

・自動車学校への入校は無断で行えません。自動車学校への入校可能な時期については**進路内定を前提としたうえで、特に就職時に必要性があれば 12 月末の冬休みに特別許可ができます。通常進学者は、２月１日以降の入校とします。**
・自動車学校へ入学する場合は自動車学校入学願書提出許可申請書を生徒指導部に提出して許可を受ける。許可生徒には許可証を交付し、それを自動車学校に提出することによって入校が許可されます。
・免許取得のための本検定は原則卒業式以降に受験することとします。
・合宿免許による免許取得は、許可できません。

# 4. 考査について　「考査に関する10か条」

①不正を疑われる行為はしない。
②携帯電話・スマートフォン等は、電源を切ってカバンの中に入れ、廊下で管理する。
　また、スマートウォッチ等の通信機能付時計は、考査時には着用してはいけません。
　上記のものがポケットや机の中に、またスマートウォッチ等の着用が判明した場合は、
　特別指導の対象となります。
③机の上には、鉛筆、消しゴム、指定されたもの以外は置かない。
　落書き等がある場合は考査までに消しておく。
④机の中には何も入ってないようにする。
　教科書やプリント等が入っている場合は、特別指導の対象となります。
⑤膝掛けは使用しない。
⑥自己の不注意によって遅刻した場合、残りの時間内での受験とする。
（ただし事前に連絡した場合につき、追試を受験することができる。）
⑦出席番号順に指定された席で受験する。また、講座別に受験する時も指定された席
　で受験する。
⑧教室内の掲示物等で、考査に関係する恐れのあるものは撤去しておく。
⑨考査中の清掃は、指示のある場所のみとする。
⑩病気等のため欠席する場合は、必ず担任または学年に連絡する。

【考査時の時限は平常授業と異なります。注意すること】

１限：　８：５０～　９：４０
２限：　９：５５～１０：４５
３限：１１：００～１１：５０

本校が定めた「考査に関する10か条」を守り、正しい受験態度を
身に着けていくことが、将来の大学受験や就職試験につながります。

# 5. アルバイトについて

本校では、学業と部活動に専念してもらうため、アルバイトは原則禁止です。

無断アルバイトは特別指導対象となります。（ただし特別な理由等は要相談。）

# 6. 懲戒について

問題行動等があった場合は、生徒がその行動等を反省するとともに、今後の学校生活を見直す機会となるよう特別に指導を行います。以下の問題行動等を行った場合、特別指導として懲戒処分の対象となり、保護者にも来校いただき、校長より懲戒処分が申し渡されます。

## 問題行動について

○暴力・暴行行為・恐喝・金品強要　　○窃盗（万引き・自転車盗等）・不正乗車
○交通違反（無免許運転、無免許運転幇助、定員外乗車、暴走行為）
○無断免許取得・自動車学校無断入校　○喧嘩・たかり・不健全娯楽（立ち入りも含む）
○器物損壊（故意）･乱暴な行為･指導拒否　○飲酒・喫煙　○いじめ　○無断アルバイト
○考査不正行為・考査不適切行為　○怠学・不良交遊・深夜徘徊・自転車等に係る交通違反
○ＳＮＳ等での誹謗中傷、無断個人情報の掲載　　○懲戒に相当する行為の繰り返し
○その他　　教育上指導が必要と認められる行為

## 【懲戒の種類】

○「指導としての懲戒」・・叱責・説諭・訓戒・謹慎等

生徒が校則に違反する行為や社会的に許されない行為を行った場合には、強く叱責したり、放課後に呼び出して説諭する等により、反省を促します。校長及び教員がこれに当たります。

○「処分としての懲戒」・・訓告・停学・退学

「指導としての懲戒」を行い、それでも反省することなく問題行動を繰り返し、学校の秩序を著しく乱す行為を行うなど、他の生徒に大きな影響を及ぼす場合には、強制的に学校の施設の使用を禁止したり、学習する権利を剥奪する処分もあります。

学校教育法施行規則第２６条及び三重県立学校の管理運営に関する規則第４７条に基づいて、校長が生徒に訓告・停学・退学を命じる行為をさし、懲戒を行う主体が教員ではなく校長であり、法的処分として実施する点で「指導としての懲戒」とは大きく異なる。

（平成２０年３月発行の県教育委員会　生徒指導・健康教育室　資料より）

# 7. その他

## ① 持ち物について

学習活動に必要のない物は持ってこないようにする。必要に応じて、担任、学年、生徒指導部で下校時まで一時預かることもある。

## ② 飲食について

規則正しい食事を心がけ、飲食のマナーを守る。大声での会話は避ける。

・昼食場所は基本的に教室とし、中庭なども認める。
・他の生徒の邪魔になるような場所で昼食をとらない。
・食べかすやごみを放置しない。

## ③ 携帯電話・スマートフォン等電子機器類について

所持することは認めていますが、社会的ルールやマナーを守った使用を心がける。使用時間についても、学習活動、学校生活の妨げにならないようにする。（特に、「考査に関する１０か条」に注意し、公共交通機関での使用マナーや、「歩きながら」・「自転車に乗りながら」等の「ながら使用」は禁止とします。）

## ④ 自動販売機の利用について

・購入した飲料水を教室内（教卓や棚、暖房器具の上など）やロッカーの上などに放置しない。
・授業中は飲料水を机上に置かず、カバンの中にしまっておく。
・授業開始直前の購入にならないよう、休憩時間を考えて行動する。
・飲み終わったら飲料容器は所定の場所（各フロアー１箇所＋自販機横）に必ず捨てるか、持ち帰る。
・所定のゴミ箱に捨てる場合は中身を洗い流し、正確に分別を行う。

## ⑤ 清掃について

清掃は自ら積極的に行い、校内環境美化、ゴミの分別に心掛ける。

## ⑥ 公共物について

学校の備品（机や椅子、電子機器等）や掃除用具、ゴミ箱、ロッカーなどは丁寧に扱うこと。公共物や備品を故意に破損した場合は弁償となります。（但し、事故の場合は PTA の損害賠償保険により対応します。）

## ⑦ 欠席・遅刻について

欠席や遅刻をする場合は保護者が学校に連絡をする。ただし、仕事等で連絡できない場合に限り、本人が行い、無断での欠席や遅刻がないようにする。

## ⑧ 異装届けについて

正規の制服で授業等を受けられない場合は、異装許可が必要。
生徒指導部で異装の申し出により許可をする。

## ⑨　不審者について

不審者・変質者には十分注意する。犯罪が起こりやすい場所は、
**「誰もが入りやすく、誰からも見えにくい」**場所です。
◎不審者や変質者に遭遇したら次のような行動をとる。
・話しかけられても**対応しない。**　**・大声を出す**
**・すぐに逃げる**　**・直ちに警察や学校に報告をする**
・出来る範囲で変質者や不審者の特徴を覚え、報告に役立てる。

## ⑩　18 歳より成人

**成人として適用される様々な事案について、本校を卒業するまでは、この生活の手引きに準じて対応していきます。**

## ⑪　安全・安心アンケート

**いじめや学校生活での困り感を把握のために実施している、学期に 1 回の安全・安心アンケートは継続しつつ、配信による「Daily 安全・安心アンケート」(Google を利用) を活用。緊急時にいつでも SOS 発信してもらえる環境を整えています。**

## ⑫　入学時購入した制服等の問い合わせについて

発注については業者へ直接注文してください。
下記の制服取扱業者に連絡してください。

購入できる店舗　　コトブキ被服上野店　（伊賀市上野愛宕町 1895-1）
０５９５－２１－０６９６
コトブキ被服名張店　（名張市希央台１番町 30-102）
０５９５－６３－４７０１
株式会社ウヲジ（伊賀市上野東町 2926）※R7 以降の入学生のみ
０５９５－２１－００２９
（※R5.6 入学生用ネクタイ・ボタン襟章・胸章　若干数生徒指導室に予備あり）

## ⑬　入学時購入した体操服・校内スリッパの再購入について

業者への直接注文してください。
下記の体操服等取扱業者に連絡してください。
購入できる場所　　マツヤマスポーツ上野あかもん店（上野高校前の井筒屋書店内）
マツヤマスポーツ店舗　名張（イオンリバーナ横）
連絡先　　マツヤマスポーツ代表　　０５９５－６４－９５３３

令和７年４月
三重県立上野高等学校

# 校則見直しの流れ

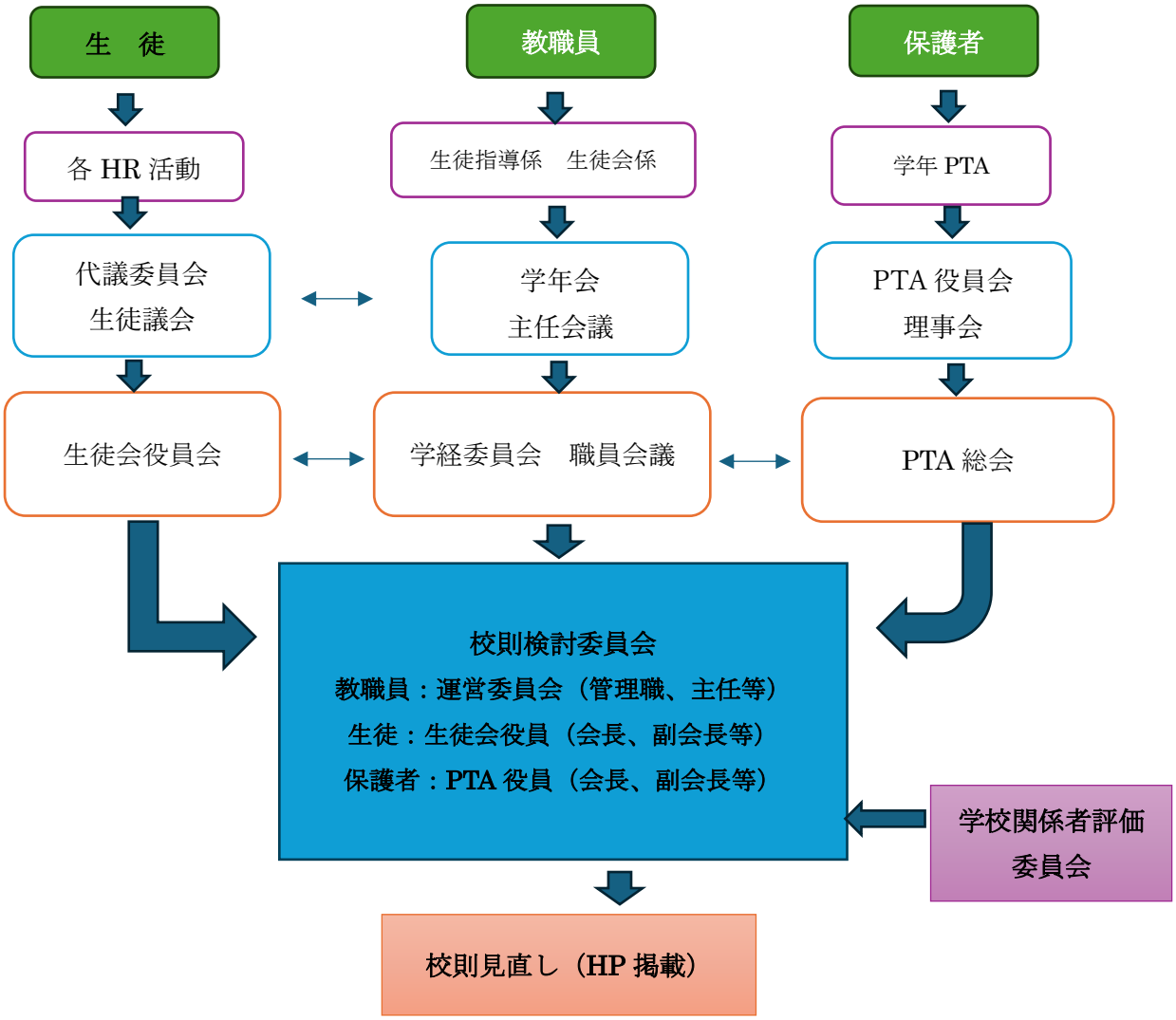


**校則の意義・位置づけ**

○ 生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられる。

○ 学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定される。

○ 社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定める。

○ 学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則は、教育的意義を有する。

生徒指導提要改訂版より

# 上野高校生徒指導キャッチフレーズ

○「いじめを許さない上野高校でありたい！」

○「 凡 事 徹 底 ！」「挨拶・気づき・命を大切に！」

○「自分勝手な言動を慎み、他人を思いやる心を持とう！」

○「健全な生活から、心身ともに健康な生徒になろう！」

○「校訓『自彊不息』の精神を忘れず、進路実現に向け努力しよう！」

三重県立上野高等学校

生徒指導部

２０２５　３月　発行

名前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この冊子は卒業するまで保管のこと